

コープシティおゆみ野緑化協定書

第1条（目的）

この協定は、私たちのコープシティおゆみ野を、四季を通じて緑豊かな環境につつまれ、自然の推移と恵みを肌を感じ、心身共に健康で快適な生活を営むことができる樹木等を維持・保全するとともに、将来にわたり緑化推進をすることを目的とする。

第2条（名称）

この協定は、コープシティおゆみ野緑化協定（以下「協定」という。）とする。

第3条（協定の締結）

この協定は、都市緑地保全法（昭和48年法律第72号以下「法律」という。）第20条の規定に基づいて締結するものとする。

第4条（協定の区域）

協定の対象となる土地の区域は、別添緑化協定区域図に表示するコープシティおゆみ野管理組合（以下「管理組合」という。）の管理する土地の全域とする。

第5条（協定の効力）

この協定は、第1条の目的を達成するため、法律に基づき、千葉市長の認可の日から起算して3年以内において、当協定区域内の土地に2以上の土地所有者等（法律第14条に規定する土地所有者等をいう。以下同じ。）が存することとなった時から効力が発生することとなり、この時以後、当協定区域内の土地所有者等となった者に対してもその効力が及ぶものである。

第6条（協定の有効期間）

この協定の有効期間は、効力が発生した日から10年間とし、期間満了前に、土地所有者等の過半数が廃止についての申し出をしなかった場合は、更に10年間延長するものとする。

第7条（協定の変更及び廃止）

- 1 協定事項（内容）を変更しようとするときは、土地所有者等全員の合意をもってその旨を定め、法律による認可を受けるものとする。
- 2 協定を廃止しようとするときは、土地所有者の過半数の合意をもってその旨を定め、法律による認可を受けるものとする。

第8条（緑化に関する事項）

- 1 第1条の目的を達成するため、土地所有者等はその所有する、または地上権を有する土地（以下「所有地等」という。）の緑化推進に積極的に努めるものとし管理組合の管理する土地の全域に係る緑地については、管理組合に委任するものとする。
- 2 植栽する樹木は、協定の区域内の緑を豊かにするばかりでなく、近隣の住宅環境の保全にも役立つことが必要であるため、それに適する樹種を次のものを参考にし、枯木の回復などを考慮して管理組合で定めた場所に植栽することとする。
 - (1) 花の咲く樹木
サクラ、コブシ、ハナミズキ、ヤブツバキ、キンモクセイ、ツツジ、サツキ、アジサイなど
 - (2) 実の生る樹木
ヤマモモ、トウネズミモチなど
 - (3) 鳥が集まる樹木
ヤマモモ、トウネズミモチなど
 - (4) 街並み、景観をよくする樹木
クスノキ、アラカシ、シラカシ、トチノキなど
- 3 協定の区域内の各棟の空地は四季の変化をもたせ、緑豊かなイメージを高めるものとする。敷地外周に主として常緑樹を植栽し、花壇等において花木類を植栽する。

第9条（植栽樹木の保護および管理）

- 1 土地所有者等は、緑の環境の恵みを充分享受できるよう植栽した樹木を良好に保護するよう努める。
- 2 植栽した樹木の害虫防除、施肥、せん定等の樹木の保護および育成に要する管理は管理組合に委任するものとする。
- 3 植栽した樹木が増改築、その他工作物の設置等の支障となる場合は、原則として移植するものとし、枯損した場合には補植する。

第10条（所有地等の譲渡）

この協定は、新たに土地所有者等となった者に対しても効力が及ぶことから、土地所有者等は、所有地等を譲り渡した場合、新たに土地所有者等となった者に対し、この協定内容を明らかにし、この協定書の写しを譲り渡さなければならない。

第11条（協定に違反した場合の措置）

第8条に規定する緑化に関する事項を積極的に履行しない者又は、この協定に違反した者に対し、管理組合は協定内容の実現に適切な措置をとるよう要求するものとする。違反者が、この要求に応じない場合、管理組合は協定の目的とする範囲内で公平な措置をとるものとする。

第12条（協定書の保管）

この協定書は、管理組合が保管し、土地所有者等はその写しを保有するものとする。